

種類	対象	内容	申請期間	備考
【修学支援制度】				
国の制度				
① 高等教育修学支援新制度 (授業料等減免・給付型奨学金)	住民税非課税世帯・それに準ずる世帯の学域生 (4人世帯の目安年収：～380万円) 入学までの期間2年未満の者 対象となり得るかは、進学資金シミュレーター*で確認できる。	授業料・入学金の減免 給付型奨学金の支給	前期募集は終了 後期は8～9月頃 募集予定 コロナ禍における家計急変： 随時	世帯収入が大きく減った場合「家計急変」として申込み。以下のケースは1例。 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響で家計支持者の収入が減ったため、新しい支援を受けたい。 *文部科学省WEBサイト： https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html
② 日本学生支援機構 貸与型奨学金（無利子・有利子）	学域、大学院生とも、幅広い世帯の学生 【学域】 (4人世帯、自宅通学の目安年収) 第一種(無利子)：～約700万円 第二種(有利子)：～約1,100万円 【大学院】 (学生本人の目安年収) 第一種(無利子)：～約300万円 (M,D) 第二種(有利子)：～約500万円 (M) ～約700万円 (D)	【学域】 自宅・自宅外等で貸与月額は異なる。 第一種：2～5.1万円/月 第二種：2～12万円/月 【大学院】 第一種：5万、8.8万/月 (M) 8万、12.2万/月 (D) 第二種：5万～15万円/月 (M,D)	コロナ禍における家計急変： 随時	既に貸与奨学金を利用中でも、必要に応じて利用額を増額できる。 (但し、貸与上限額あり)
③ 日本学生支援機構 緊急特別無利子貸与型奨学金	【学域】【大学院】 新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイト収入が大幅に減少した学生	【学域】【大学院】 上記 日本学生支援機構第二種奨学金の実質無利子(0.0%)での貸与 ※2022年3月まで(2021年度限り)の貸与	2022年1月15日 までの間、随時	<要件> 以下全てを満たす必要があります。 ・現在第二種奨学金の貸与を受けていないこと ・家庭から多額の仕送り(年間150万円以上)を受けていないこと ・アルバイト収入に対し、生活費・学費の支出割合が高いこと ・アルバイト収入が50%以上減少(目安)している、予定していたアルバイトにつけず見込んでいた収入が得られない、等
大阪府の制度				
④ 大阪府立大学・大阪市立大学 授業料等支援制度	大阪府在住の府大・市大学生 2020年度以降学域・大学院(修士、博士前期課程)入学した学生 (以降、学年進行方式)	授業料・入学金の減免 <収入基準> 約590万円まで国の制度に加え、全免 910万円未満世帯まで <資産基準> 世帯保有資産額の合計が基準額未満	前期募集は終了 後期は8～9月頃 募集予定 コロナ禍における家計急変： 随時	世帯収入が大きく減った場合「家計急変」として申込み。(要件：上記①の高等教育修学支援制度の家計急変でⅡ区分、Ⅲ区分となった者) 大学院生 2019年度以降に卒業し、引き続いて大学院に入学した者で入学時24歳以下 長期履修生対象外
大阪府立大学独自の制度				
⑤ 大阪府立大学授業料等減免制度 (日本人)	高等教育修学支援新制度の対象外となる学域生(※) 修士・博士前期課程の大阪府外の1年次生 修士・博士前期課程の2年次生 博士・博士後期課程	<成績基準>上位1/2以上 <所得基準>生活保護基準における最低生活費を基に判定し、全額・半額免除	前期募集は終了 後期は9月頃募集予定	(※)対象外学生：以下の基準を満たさない者 ①大学への入学時期等(高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から大学に入学した日までの期間が2年を経過した者：3浪以上入学、社会人) ②在留資格(家族滞在などの資格)

種類	対象	内容	申請期間	備考
⑥ 災害減免・家計急変による授業料減免の実施	高等教育修学支援新制度又は大阪府授業料等支援制度の対象外となる学生(学域生、大学院生、外国人留学生)	<判定> 家計急変：主たる家計支持者の死亡・行方不明 災害：激甚指定の災害、家計支持者の所有家屋の火災などの災害 を証明する書類による <免除>全額、半期1回限り	発生から6ヶ月以内、随時	大阪府立大学授業料減免制度内で運用する。 成績審査は行わない。
⑦ 大阪府立大学授業料等減免制度(外国人留学生)	私費外国人留学生(学域・大学院)	<経済基準>全額・半額免除・却下判定 <成績基準>成績上位1/2以上、未満で判定	前期募集は終了 後期は9月頃募集予定	
⑧ 大阪府立大学河村孝夫記念奨学金制度	該当する家計基準の収入条件を満たし、当年度の授業料減免を受けていない者 通常在籍年限以内で申請時に休学していない者のうち10名程度(学域生、大学院生)	経済的な理由により勉学に励むことができない学生への学資金給付 10万円/年 支給	7~8月頃募集予定	外国人留学生及び研究生等は対象外
⑨ 大阪府立大学緊急支援給付金制度	全学生 (非正規学生は応相談)	コロナ禍の影響で経済的な理由により退学を余儀なくされる程、またはそれ相当に困窮している学生への緊急支援金 上限：10万円	随時	<基本手順ルート>(例外あり) 1) WEBSCコロナ経済支援窓口にご相談内容を投稿、または担当の学生アドバイザー又は指導教員を通じて、学生課に連絡。 2) 学生課に申請理由を提出、面談を実施 3) 上記担当教員と面談の上、教員から申請書を学生課に提出。

地方自治体・民間奨学団体の制度

<地方自治体の奨学金制度> 居住(住民登録している住所)の自治体が独自に奨学金制度などを持っている場合

<民間奨学団体の奨学金制度> 大学Webサイトで案内 https://www.osakafu-u.ac.jp/campus_life/financial_aid/schol_private_public/

【その他(国等の新型コロナウイルス対策)】

⑩ 生活福祉基金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付	新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	無利子・20万円以内の資金一時貸付	随時 (2021年6月末日まで)	詳細は、居住地(市町村)の社会福祉協議会又は全国の労働金庫 *厚生労働省WEBサイト： https://corona-support.mhlw.go.jp/
⑪ 雇用調整助成金特別措置(雇用主向け)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主	学生アルバイトを含む非正規雇用者への休業手当を支払う場合の特例措置	随時 (原則2021年4月末日まで)	詳細は、厚生労働省WEBサイト ※2021年4月に再発令された緊急事態宣言等の対象となっている地域は6月末日まで特例措置を適用 *厚生労働省WEBサイト： https://www.mhlw.go.jp/stf/r3050505cohokurei_00003.html
⑫ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(学生アルバイトを含む)	コロナ感染症及びその拡大防止措置の景況により休業を余儀なくされた中小企業の労働者及び大企業の一部の非正規雇用労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった者(学生アルバイト含む)	休業前賃金の8割(2021年4月まで日額上限11,000円、5月以降9,900円)を休業実績に応じた支給	実施した時期により締切を設定 詳細は厚生労働省WEBサイト	労働者が事業主の協力を得て、申請。 *厚生労働省WEBサイト： https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html
⑬ 生活福祉資金貸付金(教育支援資金)	低所得者世帯	無利子・6.5万円以内(大学)の貸付 入学時必要な経費として50万円以内貸付	随時	詳細は、居住地(市町村)の社会福祉協議会

種類	対象	内容	申請期間	備考
⑭ 母子父子寡婦福祉貸付金 (就学支度資金・修学資金)	母子、父子、寡婦家庭	①就学するために必要な資金： 無利子 ②大学等に就学するために必要な資金：無利子・10.8万円以内/月(大学・自宅外通学)の貸付	随時	①受験料、被服費など ②授業料、書籍代、交通費、生活費など 詳細は、居住地(都道府県・指定都市・中核市)の福祉事務所のひとり親世帯関係施策担当